

HAA神戸 規定

株式会社 HAA神戸

平成28年11月 改定

HAA 神戸規定 目 次

		P
1. 参 加 規 定	参加資格・入会手続・入会金及び保証金・メンバーズカード・IDカード・仮メンバーズカード・仮IDカード・損害・事故・登録期間・権利・義務・禁止行為・賞罰・合意管轄・会員情報	2
2. 取 引 規 定	出品店の代金決済・落札店の代金決済・消費税・オークション・出品店価格調整・コンダクター権限・商談コーナー・当日キャンセル・車輛所有権の移転、落札車輛代金等不払いの場合の措置	7
3. 解 約 規 定	任意解約・強制解約・解約手続	10
4. 出 品 ・ 落 札 規 定	出品制限・出品条件・出品店義務・出品ブロック・出品手続・リサイクルコーナー・出品票記載内容の訂正・変更・手数料・流札車・落札車・搬入・搬出・長期滞留車及び放置車の罰則と強制処分・車輛の損害	11
5. ワンチャンスサービス利用規定	掲載条件・方法・掲載の取消・変更・確認義務・落札条件・方法・出品店・落札店都合キャンセル・搬出・搬出期限・クレーム・支払・成約車輛の譲渡書類提出期限・名義変更・譲渡書類有効期限・手数料	19
6. 検 査 規 定	目的・出品店義務・HAAによる検査・評価基準・品質基準・検査結果の尊重、維持	22
7. クレーム規 定	目的・方法・落札店義務・落札店の権利・クレーム処理基準・免責・事実の確認	24
8. 書 類 規 定	書類の決裁・書類の完備・書類受付、時間について・抵当権設定車輛・書類在庫遅延ペナルティ・差替えペナルティ・登録ナンバーペナルティ及び手数料・名義変更届出・閲覧手数料・名変遅延ペナルティ・自動車税・自動車税相当額・自動車税相当額再精算・自動車税の未納、税止め不備規定の変更、追加	29
9. 別 表	(I ・ II ・ III ・ IV ・ V ・ VI)	

参加規定

この規定は古物営業法等・監督官庁、並びに業界指導団体等の施策と指導をもとに、株式会社HAA神戸（以下HAAという）が開催するオークションの運営基準と参加者の遵守義務を定めたものです。

（参加資格）

第1条

1. HAAが開催するオークションに参加できる会員は原則として次の条件を満たし、HAAが参加を認めたものとします。
 - ① 所轄公安委員会発行の『古物商許可証』（以下、古物許可証という）の所有者であり、所有後1年以上経過し且つ、設立1年以上で常設の販売営業所、又はストックヤードを持ち営業を行っていること。
 - ② HAAで実績のある会員の紹介があること。
 - ③ その他、HAAが要請する必要書類を提出すること。
2. すでに市場参加契約されていても、HAAの要請する必要書類の提出が無い場合は取引制限、あるいは市場参加契約を解除する場合があります。
3. HAA規定及びHAAの裁定に従わない場合は取引制限、あるいは参加資格を解除することがあるものとします。
4. 以下の各号に該当する者はHAA会員になることはできないものとします。
 - ① 過去5年以内に一般の支払いを停止した者
 - ② 過去に刑事事件で有罪の判決を受けた者（法人会員の場合、代表者・取締役、その他役員に準ずる者が刑事事件で有罪判決を受けた法人）
 - ③ 破産・個人再生・民事再生・会社更生などの申請・申立て手続を過去5年以内に行った者
 - ④ HAAの会員としてふさわしくないとHAAが認めた者

（入会手続）

第2条

1. 会員になろうとする者は前条の条件を満たしたうえで所定の入会申し込み書類に必要事項を記入の上、HAAに提出し入会申し込みをするものとします。入会が承認された場合、以下の書類及び会員登録保証金（以下、保証金という）・入会金をHAAに差し入れ完了させたうえで、連帯保証人と共に、今後HAAに対する商取引上の一切の責任を負うことをHAAに対して誓約した場合に限り、会員となることができるものとします。
 - ① 市場参加契約申込書の提出
 - ② 保証金のHAAへの預託
 - ③ 入会金の払い込み
 - ④ その他、HAAが要請する必要書類（連帯保証人を含む）の提出

（入会金・保証金）

第3条

1. 入会が承認された場合には承認の連絡がHAAからあった日から10日以内にHAAに対し保証金を預託しなければならないものとします。
2. 入会申し込み者が期間内に保証金を預託しなかった場合、入会承認は取り消すものとします。

3. 保証金は10万円とし利息は付さないものとします。
4. 保証金は会員がHAAに対して負担する債務の担保とし、会員にこれらの債務について不履行があった場合、HAAは保証金をもってこれに任意充当できるものとする。その結果保証金が不足した場合、会員はHAAの指定した期日までに補填しなければならない。
5. 会員が退会時にHAAに対する債務を負担している場合、HAAは当該債務と保証金を相殺しその残金を会員に返還するものとします。

尚、会員はHAAに対して負担する債務と保証金を相殺することはできないものとします。

6. 入会金は5万円（税別）とし、入会後はいかなる事由が生じても返還しないものとします。
(メンバーズカード・IDカード)

第4条

1. HAAは、市場参加契約を締結した会員に対して、メンバーズカード及びIDカードを発行するものとし、会員はオークションに参加する際はこれを携帯しなければならない。HAAは、メンバーズカード及びIDカードを携帯しない会員に対しオークションの参加を拒否し退場させることができるものとします。
2. メンバーズカードの発行は原則として1会員につき1枚とします。
3. 会員はメンバーズカード及びIDカードの紛失や管理不足によって生じる一切の損害を負担するものとし、HAAは紛失・トラブル（バイヤー席、不在時の落札等）に対しての責任を一切負わないものとします。
4. IDカードの発行限度は一社につき原則5名以内（自社の取締役又は従業員等であり、その証明書を提出しなければならない）とし会員IDカードの発行を受けた自社の取締役又は従業員がその身分を喪失した場合、直ちにHAAにIDカードを返還しなければならないものとします。
5. メンバーズカード又は、IDカードを紛失（盗難・破損等）した会員は、速やかにHAAに届け出るものとします。尚、メンバーズカード・IDカードは別途定める手数料（別表Vに記載）を支払うことにより再発行を受けられることとします。

(仮メンバーズカード・仮IDカード)

第5条

1. 会員が、メンバーズカード・IDカードを携帯しない場合、所定の申請書に身分証明書の写しを添付することで会員は、仮メンバーズカード・仮IDカードの発行を受け、参加できるものとします。
2. HAAが仮メンバーズカード・仮IDカードを発行した場合、別途定める手数料（仮メンバーズカードは別途、TMC保証金）をHAAに支払うものとします。
3. 仮メンバーズカードの貸出しは、発行日のオークション開催日の終了時までとし退場時に返却するものとします。（返却時にTMC保証金は返還するものとします）
尚、仮メンバーズカードを紛失・破損等の場合、別途定める仮メンバーズカードの再発行手数料をHAAに支払わなければならないものとします。
4. 仮IDカードの貸出しは発行日に限ります。尚、退場時には必ず返却しなければならないものとします。
5. 仮メンバーズカード・仮IDカード発行後の責任については、前条に準ずるものとします。

(損害・事故)

第6条

1. HAAは、以下のいずれかに該当する事由により会員が被った損害について、その賠償責任を負わないものとします。

- ① コンピュータ及び付随する全ての機器・ソフトウェア等の故障又は事故等が原因により発生する損害
- ② 通信機器または通信回路等の機器によるデータの変形・消滅による損害
- ③ 会員の操作ミスなどと想定される原因により発生する損害
- ④ 天変地異・落雷・火災・異常電流などの不可抗力に起因する損害
- ⑤ HAA会場・敷地内において、出品車輛または落札車輛に不測の故障・破損が発生した場合の損害
- ⑥ その他、不測の事故・災害等やむを得ぬ状況によってオークション運営ができなくなった事による損害

(登録期間)

第7条

HAAと会員の登録参加契約期間は、契約の日から1年とし、期間満了日の3ヶ月前までに当事者双方のいずれかから異議申し出のない限り、更に1年自動的に延長されるものとします。

(権利)

第8条

会員はHAAが主催するオークションに車輛を出品、又は落札することができ、それに付随するサービスを受けることができます。また、会員は所定の手続きにより承認された場合HAAが提携するオークション会場への参加ができるものとします。

(義務)

第9条

1. 会員は本規定を遵守する義務を負うものとします。
2. オークション参加における取引（出品・成約・落札等）はコンピュータシステムにて処理され、会員はこのシステムによる取引結果を遵守しなければならないものとします。
3. 会員は、氏名または商号・代表者・住所及び主たる営業所の所在地・電話番号・取引銀行・連帯保証人の住所・氏名などの届出内容に変更が生じた場合は、HAAに対して速やかに所定の変更届を提出しなければならないものとします。

(禁止行為)

第10条

1. 会員は次の行為を行ってはならないものとします。
 - ① 名義貸しによる出品・落札及びメンバーズカード・IDカードの貸与・ポス端末機の代行操作等の行為。
 - ② 会員以外の者を伴ってHAA会場に入場する行為。
 - ③ セリ前・セリ後の直接商談。
 - ④ HAA内での暴言・暴行・放歌高吟等、会場内の秩序を乱す行為、並びにHAAの品位を損なう行為。
 - ⑤ 事務局・調整室・商談コーナー等へ立ち入る行為。

- ⑥ 会員が自らの出品車のセリに参加する行為。又は、それに類似する行為。
- ⑦ 落札車輛等に対しての情報収集（車輛情報・登録書類・移転登録関係等）を行う目的でのユーザー（名義人等）・会員への直接の問い合わせを行う行為。
- ⑧ HAAオークション情報を転用または、会員以外の者などに開示、販売等する行為。
- ⑨ その他、HAA規定・規則に違反する行為。

（参加停止・除名等）

第11条

1. 会員が、以下のいずれかに該当するとHAAが判断した場合、当該の会員に対して、その内容に応じて本条2項に定める措置をとることができるものとします。
 - ① HAAの規定に違反した場合。
 - ② HAAに対して債務不履行があった場合。
 - ③ HAAの規定を遵守しオークションへの参加をしなければならないことを理解しながら、十分な調査を行わずHAAに対する訴訟を提起し、敗訴した場合。
 - ④ HAA会員として、ふさわしくない行為・言動などがあった場合。
2. HAAは、前項の場合、以下の措置をとることができるものとします（①は、②～⑤の措置と同時にとることができるものとします）。
 - ① 始末書の提出
 - ② 与信限度額の引き下げ
 - ③ オークション参加停止
 - ④ 除名
 - ⑤ 損害賠償請求（HAAに損害が生じた場合）
3. 除名の場合、HAAは当該の会員に対し登録保証金を返金しないものとします。

（合意管轄）

第12条

市場参加契約に関する裁判管轄は、神戸簡易裁判所または神戸地方裁判所とします。

（会員情報）

第13条

1. HAAは、会員情報等（法人取締役・従業員等の個人情報を含む）についてオークション運営を円滑に進める事を目的として業務委託業者・委託先等に提供することができるものとし会員はこれを承諾するものとします。
2. HAAは、以下のいずれかに該当した場合、第三者に対して会員情報等を開示できるものとします。
 - ① 該当会員の同意があった場合。
 - ② 裁判所・弁護士会・警察等からの照会でHAAが妥当と判断した場合。
 - ③ その他、紛争の解決およびオークションの公正な運営の為に情報開示が妥当とHAAが判断した場合。

(反社会的勢力の排除)

第14条

1. 会員はHAAに対し、現在および将来において、下記各号を確約するものとします。
 - ①自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋、これらに準ずる団体またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - ②自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役、監査役、又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - ③反社会的勢力に自己の名義を利用させるものでないこと。
 - ④その他反社会的勢力を幫助し利益を供与する目的がないこと。
2. HAAは、会員が前項に違反した場合、第11条第2項に基づき、会員を除名のうえ損害賠償請求することができるものとします。

取引規定

(出品店の代金決済)

第1条

1. 出品店はH A Aに対し出品手数料等を、オークション開催日を含む7日以内に銀行振込にて支払わなければならないものとします。ただし支払期限日がH A Aの休業日または金融機関の休業日にあたる場合はその前日を支払期限日とします。
2. 成約車輻代金は、出品・成約した車輻の譲渡書類がH A Aに到着しH A Aの受け入れ登録が完了した翌日に振込にて支払うものとします。尚、支払日がH A A又は金融機関の休業日にあたる場合には、H A Aと金融機関がともに営業を行う翌営業日を支払日とします。
3. 成約車輻代金支払い時に出品店がH A Aに対して債務がある場合、債務の期限に関わらず成約車輻代金から上記債務（他未収債務を含む）を差し引いた金額を出品店に支払うものとします。
4. 出品店が落札した車輻代金が出品・成約した車輻代金を上回った場合、H A Aは成約車輻の譲渡書類の受入を完了し、且つ差額の決済が行われた後、譲渡書類の発送を行うものとする。

(落札店の代金決済)

第2条

1. 落札店は、落札した車輻代金（諸手数料・名義変更保証金・消費税・自動車税預かり金等）はオークション開催日を含む7日以内に銀行振り込みにてH A Aに支払わなければならないものとします。ただし支払期限日がH A Aの休業日または金融機関の休業日にあたる場合は、その前日を支払期限日とします。
2. 落札店はクレーム調停中で、契約解除予定の車輻であっても前項に定める期限内に計算書に記載された請求金額をH A Aに支払うものとする。
3. 振り込み手数料は送金側が負担するものとします。
4. 現金・小切手によるH A Aに直接持込む入金は、止むを得ない場合（H A Aが認めたもの）に限り受付けるものとします。

（現金又は小切手持込みでの入金は、月曜日から金曜日は9：30～17：00、オークション開催日については、9：00～オークション終了後1時間以内を受付時間とします。日曜日およびH A A休業日の受付は行わないものとします。尚、小切手による入金の際は同府県内小切手で決済まで3～4日程度の日数を要します。受付時間以外に入金できませんので出庫券の発行もできないものとします。）

(消費税)

第3条

1. 成約・落札車輻代金・諸手数料等には、法で定められた消費税を申し受けるものとします。
2. セリ表示盤に表示される車輻金額には消費税は含まないものとします。
3. 落札車輻が福祉車輻等で消費税が非課税であると思われる場合、落札した開催日の翌々開催日前日正午迄に申告するものとし、事務局で確認できたものについてのみ、消費税を返還するものとします。ただし、新車時に非課税対象車として販売されたことが確認できたものに限りです。
4. 福祉車輻コーナーについては申告の有無に関わらず、成約車輻のみ確認を行い、対応します。

(オークション)

第4条

1. オークションの運営を円滑に進める為、セリはHAA独自の方法で行い開催日・開催時間・名称等は会員に事前に告知するものとします。
2. オークションの出品・落札車輻に関するデータ・オークション情報（成約価格を含む）その他一切の情報の開示・利用に関してはHAAが相当と認める方法により定めるものとします。

(出品店価格調整)

第5条

1. 原則として立ち会い調整とします。
2. オークション当日に不在の場合は代行価格調整ができます。この場合、出品店はHAAに対して該当車輻のセリが始まる200台前までに調整価格を所定の用紙で申告するものとします。
3. 前項において指示された調整価格は当日限り有効とし、流札後の再出品の場合は再度、調整価格を申告するものとします。

(コンダクター権限「価格調整権限」「再セリ」)

第6条

1. コンダクター（調整人）は、セリ状況によりスタート価格を変更できる権限を有するものとします。
2. 「出品店立ち会い調整の場合」コンダクターはコンダクター権限として、15,000円（調整金額）から35,000円（希望金額）までの調整幅を有するものとします。
3. 出品票に記載された調整価格またはHAAに売切り価格を指示された場合、申告された金額以上で売り切ることとしますが、コンダクターの判断により「15,000円」下より売り切ることがあります。
4. 出品店の立合調整がない場合、コンダクターは希望価格に対して「35,000円」の調整権限を有するものとします。
5. 再セリはコンダクターの判断による場合のみとし、再セリを行った場合は売切りとします。

(商談コーナー)

第7条

1. 商談申し込み金額は、セリ結果により異なるため、商談受付端末にて確認し、申し込みするものとします。
2. 商談受付は、商談サービス端末機にて受付致します。（口頭、電話による受付は致しません。）
3. 当該車輻セリ終了後10分以内は応札順位を優先するものとします。
4. 流れ車の最終応札価格・成約価格・商談の有無のお問い合わせは下見検索システム又はサービス端末機を利用するものとします。
5. 指定された用紙に購入先が先に個人名でサインし、出品店が個人名でサインをした時点で成約とします。ノーサインでも購入店の希望価格、あるいは商談受付価格で出品店が同意した場合は、その時点で成約とします。
6. オークション終了をもって商談受付も終了するものとします。
7. 買い間違い及び売り間違いペナルティーキャンセル（以下ペナルティーキャンセルという）などの申告時にはIDカードを提示するものとします。

※ 既に当該車輻の出庫券を発行している場合、必ず出庫券を窓口へ提出すること。

8. 以下の商談は原則として受付ないものとします。

- ①電話連絡による商談
- ②セリ中、既に出庫されている車輛の商談
- ③セリ前及びセリ後の直接商談
- ④キャンセル車の商談
- ⑤逆商談（出品店が落札店に対して行なう商談）
- ⑥商談受付可能価格以下での商談（少額の上乗せ商談も含む）

9. その他、商談については下記の通りとします。

- ①出品店・申込店とも商談保留時間を連絡後最大30分間とします。
- ②出品店は、商談申込の連絡を受けた時間から30分以内に最終価格の提示をしない時は出品店からの商談流れとし、以後の商談も受付しないものとします。
- ③申込店に最終価格の提示後30分を超えた時点で、当該商談は流れとなり後順位の申込店へ商談を進めます。

(当日キャンセル)

第8条

- 1. ペナルティーキャンセルの受付時間は落札店・出品店の一方からの申出により当該車輛成約より2時間以内、且つオークション終了後1時間以内とします。
- 2. キャンセルペナルティーは、(ペナルティー一覧・別表IV)に定めるものとします。
(車輛所有権の移転、落札車輛代金等不払いの場合の措置)

第9条

- 1. 落札車輛の所有権は、落札店がH A Aに対して落札車輛代金等を支払った事をH A Aが確認した時点で落札店に移転するものとします。
- 2. 落札店が落札車輛代金等をH A Aに支払う以前に、H A Aが出品店に対して成約車輛代金を支払った場合、H A Aはその車輛代金等を担保するために、代金決済まで当該成約車輛の所有権を取得し留保するものとします。
- 3. 落札店が落札車輛代金等の支払を遅延した場合、H A Aは落札店の承諾を得ずとも当該車輛の名義をH A Aに移転できる事とし、落札店は予めこれに同意します。
この場合の名義移転に係る費用、自動車税その他の費用は、落札店の負担とします。
- 4. 落札店が落札車輛代金等の支払いを遅延した場合、H A Aは第2項の所有権に基づき、落札店（落札店からの譲受人を含む）から、当該車輛を引き上げた上、これをオークションに出品して売却し、落札車輛代金等に充当する事ができるものとします。

解 約 規 定

(任意解約)

第1条

HAA市場参加契約者は、参加契約を任意に解約することができるものとします。

(強制解約)

第2条

1. 会員が以下のいずれかに該当した場合、HAAは事前通告なく市場参加契約を解除することができるものとします。
 - ① 破産・個人再生・民事再生・仮処分・会社更生等の手続の開始申立てがなされた場合。
 - ② 振り出した手形・小切手が不渡りとなった場合、またはその他の支払いを停止した場合。
 - ③ HAAに対して有する債権に対し他に譲渡または担保として差し出したり、この債権につき他より仮差押・差押・仮処分又は、強制執行などの処分を受けた場合。
 - ④ HAAに対し負担する債務の支払いを延滞した場合。
 - ⑤ HAAでの取引が3年以上なく会員の登録された住所・電話番号等に連絡をしても連絡がとれない場合。
 - ⑥ HAA規定・規則に違反した場合。
 - ⑦ 社会的信用を損ねる行為があった場合。
 - ⑧ その他上記に準ずる事象が発生した場合。

(解約手続)

第3条

1. 退会届・保証金預かり証・メンバーズカード・IDカードを速やかにHAAに返却し、所定の念書（印鑑証明書を添付すること）を差し入れるものとします。以上を確認した上で保証金を銀行振込にて返金するものとします。
2. 未収金がある場合は保証金と相殺した上で返却するものとします。
又、未収金が保証金より多い場合はHAAが指定した日までに不足額を支払うものとします。
3. 書類・名義変更コピーの未入庫がある場合、すべて入庫された後に保証金を返金するものとします。

出 品 ・ 落 札 規 定

(出品制限)

第1条

HAAはオークション運営を円滑に行う為に必要がある場合、出品を制限できるものとします。

(出品条件)

第2条

1. 出品店及び、出品車は次の諸条件を満たすことにより出品できるものとします。

- ① HAAと参加契約が結ばれていること。
- ② 譲渡書類が完備し、完全な所有権の移転が可能な車両であること。
(譲渡書類の差換えや再発行が困難と思われる場合、抹消登録又は自社名義への登録を行った上で出品するものとします。)
- ③ HAAの検査を受けること(検査規定第3条 HAAによる検査)。
- ④ 燃料漏れ・オイル漏れ・漏電等、危険車両でないこと。
- ⑤ 事業用登録(緑・黒ナンバー)の状態ではないこと(抹消登録は除きます)。事業用登録の場合には自家用登録に変更することとします。
- ⑥ バッテリー・燃料等が適正に補充・装着され自走可能な車両であること。(リサイクルコーナーは除く)
※出品に際し燃料不足・バッテリー不良の状態とHAAが判断した場合、HAAが補充し別途、定めた手数料(別表Vに表記)を出品店が負担するものとします。
※成約後の搬出等による燃料補充は、落札店負担とします。
- ⑦ 出品以前に交通違反などの履歴が調査され、問題なく継続検査が受ける事ができる車両であること。

(出品店義務)

第3条

1. 出品店は、次の事項を義務として厳守するものとします。

- ① 出品店は出品前に出品車両の点検整備を行いエンドユーザーの立場に立ち車両の仕様・品質・不具合等、瑕疵の程度を正確、且つ誠実に申告・出品票に表記するものとします。また、HAAは記載内容について不明確・不適切と判断した場合、出品票を訂正できるものとします。
- ② HAAの検査後確認などの結果、判明した事による訂正内容について出品店としての責任を有するものとします。
- ③ 出品店は、HAAの品質検査の結果にかかわらず出品店としての責任を有するものとします。
- ④ 落札店からクレーム及びトラブルにかかわる申告があった場合、HAAの調停に協力し調停が難航した場合はHAAの裁定に従うものとします。
- ⑤ 出品店は、車検満了日が開催日の翌々月末日までとなる出品車について、成約後2時間以内または、オークション終了後1時間以内のいずれか早い期限までに落札店より抹消を依頼された場合、出品店において搬出前にナンバープレートを取り外し、抹消登録を完了したうえ譲渡書類を期限内に提出しなければならない。

尚、出品店に代わりHAAが抹消登録を受任する「抹消登録代行制度(有料)」を利用する事ができるものとします。

- ⑥出品店は、出品しようとする車輛に積み込まれた部品・付属品（テレビ・ナビゲーション・リモコンキー・各種リモコン類・保証書・取扱説明書）等、簡単に持ち出せる物について成約時にHAAに提出するものとします。（車内積込による紛失・盗難に関してHAAは一切の責任を負わず、出品店責任とします。）

（出品ブロック）

第4条

各出品ブロック・出品コーナーについては別表Iに定めるものとします。

（出品手続）

第5条

1. 出品店は、以下の手順により出品手続を行うものとします。
 - ①「HAA神戸・出品票」赤枠内（出品店記入欄）に正確に記入し出品車輛の室内（ダッシュボード・助手席上部など）に積込むものとします。
 - ②HAAが指定する出品車輛駐車場に係員の指示に従い搬入するものとします。
 - ③車検有効期限切れの車輛については、予め出品店がナンバープレートを取り外して搬入すること。（「車検切れナンバープレート応談」記載の車輛については、落札店が抹消登録での譲渡書類引き渡しを希望する場合、成約後2時間以内または、オークション終了後1時間以内のいずれか早い期限までにHAAに申し出をする事とし、落札店からの申し出が無い場合、車検付きの車輛と同等として扱います。）
 - ④オークションで流札または落札した車輛を次開催のオークションに出品する場合、開催日翌週の火曜日17時までに申告することで、HAAに出品手続きを委託することができるものとします。ただし、代筆によるトラブルについてHAAは一切その責任を負わないものとします。

（出品票）

第6条

1. 出品票は取引の基本となる重要なものであり、出品店は出品車両・登録書類等を正確、且つ慎重に記入し記入漏れ・不適切・不明確な表現が無いよう記入するものとします。（HAAが紛らわしいと判断した場合や不備などが有る場合はクレーム対象となります。）
 2. 会員番号・会員名・スタート金額・希望金額が空欄の場合、出品取り消し・流札扱いとします。
 3. 希望出品コーナーの指定を記入するものとします。（空欄の場合、HAA判断によって出品コーナーを確定するものとします。）
 4. HAAによる品質検査の結果、希望出品コーナーの出品条件に適合しなかった場合、HAAが相当とする出品コーナーへ変更し出品するものとします。
 5. 初度登録年とモデル年式が異なる場合は、出品店記入欄に「登録遅れ（モデル年式〇〇年）」（軽自動車を普通車登録などの年式相違も同様とします）輸入車は、モデル年式記入欄にモデル年式を記入すること。尚、輸入車のモデル年式は西暦にて記載・初度登録年（日本国内登録年）は、和暦にて記入するものとします。
- ※ モデル年式が調査の結果、判明しない場合「モデル年式（フメイ）年」を記載するものとします。

6. グレード欄は、正規グレード・パッケージ・記念車・限定車等、正確に記入します。(純正以外の部品及び、〇〇仕様等は記入できません) 尚、低グレードとなる特別装備装着車・地方限定車(販社限定車等)なども正確に記載するものとします。
7. 車歴欄は、レンタカー・事業用車・教習車・特殊用途車輛等を記入し空欄の場合は、自家用車(リース車含む)とみなします。
8. 外装色欄は通称カラーを記入しますが、中間色などで判別が難しい色に関しては、正式名称(カタログ・メーカー等で調査)を記載するものとします。カラーNo.欄は、正確に調査し記入、色替車の場合は色替欄に「色替車」と記入するものとします。(色替車の場合カラー番号は、記入しないこと)
9. 標準部品の欠品・不良・破損について出品店記入欄に詳細に記入、又グレード別標準仕様からのレスオプション・ダウンオプション等も必ず表記するものとします。
10. セールスポイントとして記載した部品に対しても不良・破損について必ず表記するものとします。
11. 前期・後期(モデル)を記入する場合は、その車輛の初度登録年をベースとしてモデル変更及びマイナーチェンジを行なった時点を境とした以後のモデルを「後期」以前のモデルを「前期」として表記することができるものとします。(複数回以上のモデル及びマイナーチェンジが有る場合は、その年の最終に変更されたものを後期とします。)
12. ワンオーナーとは、初度登録時より名義人(使用者が変更されていないもの、またはその後商品車登録(古物許可証を持った法人・個人名義に登録)されたものとします。
13. 定員(乗車定員)欄には、登録書類に記載の乗車定員を正確に記入し、乗車装置等、登録内容と違う場合は出品店記入欄に詳細に記入(欠品・改造内容等)するものとします。
14. 輸入車(逆輸入車含む)については、ディーラー車(正規輸入代理店取扱車)・並行車の区別及びハンドル位置(左H・右H)の両方を記入するものとします。
- ※ 新車並行車とは国内輸入時に新車として輸入されたとHAAが判断可能な書面を有する車輛をいいます。
15. 走行欄には、車輛のオドメーターが示す実走行距離を記入するものとし、オドメーターの表記が5桁表記などで6桁目などの表記が無く、リセット(0km表示に戻り再カウントしている場合)されていることが間違いない場合は、車輛の実走行距離(リセット前の走行距離+現状オドメーター表示距離=実走行距離)を正確に表記するものとします。
- ※ 尚、表記された数字などで、まぎらわしい表記がなされている場合、HAAによる訂正やクレーム対象とします。
16. 実走行距離が定かではない車輛や、オドメーターの交換等が行われた車輛については、走行欄右側に該当する下記の記号を記入するものとします。
- 走行不明車・・・(#) メーター改竄車・・・(*) メーター交換車・・・(\$)
- ※ 上記、該当車輛の判別が困難な場合は、出品前にHAAに相談すること。
- ※ 走行不明車(#)で出品・成約後、メーター改竄車(*)の証拠が判明した場合はクレーム対象として扱います。
17. 車検欄には、車検有効最終年月を表記し、有効年月日が成約の時点(成約のオークション当日まで有効な場合、車検有効期間ありでの出品可)までに失効となるものは、抹消登録(車検切れ)での出品とします。
- ※ 流札後のワンチャンスサービス掲載の際も同様となります。

18. 車検付での出品の際に「自動車損害賠償責任保険無し」は受付できないものとします。(万が一、記入のままセリを行っても記載は無効となり出品店で車検有効期限の翌日までの自動車損害賠償責任保険に加入するものとします。)
- 尚、車検有効期間が無い車輛の場合、登録ナンバーは記入しないものとします。
19. 名義変更中(軽自動車に限り)に出品の場合は、出品店記入欄に「名義変更中ナンバープレート後日」、プレートNo欄に「名義変更中」と記入するものとします。
20. 新車時よりコーションプレートが装着されている車輛については、コーションプレートが取外され紛失している場合、出品店記入欄にその旨を記入するものとします。
21. 「新車保証書」および「取扱説明書」がある場合は、各欄に丸印を記入すること。
(新車保証書とは保証期間が残っているものは日本国内の正規ディーラーにて保証継承ができるものであり保証期間が失効したものでも、それに準じたものとしますが詳細についてはHAAに問い合わせるものとします。)
22. 部品(車内積み込み不可のもの等)後日渡しは、出品店がHAAに送り先を確認後、1週間以内に送料を出品店負担にて直送するものとします。
- ※ HAAでは中継しないものとします。尚、着払いや応相談等の条件が記載されている場合は、記載に準じた対応とします。
23. リサイクル料金預託済金額欄には、当該車輛の預託済金額を記入するものとし、未預託の場合は空欄とし記入しないものとします。
24. 特種用途自動車(8ナンバー)の登録内容(キャンピング車・放送宣伝車等)・改造箇所・改造に伴う乗車定員の変更、装備品の欠品等を記入するものとします。
25. 特殊車輛(8ナンバー車など)・大型車コーナー出品車は、車検証の写しと出品票を共に添付しなければならないものとします。
26. ボディー・キャビン等の乗せ換えによる修理・改造を行った場合、出品店記入欄に明記するものとします。(「ホワイトボディー乗せ替え車」等)
27. トラック・バン車輛(貨物車等)などの架装物(冷凍車・車載車等)のグレード欄への表記は、純正・社外は問わないものとします。

(リサイクルコーナー)

第7条

リサイクルコーナーとは、外装の損傷が大きい事故車・冠水車・不動車などの現状で、フォークリフト等により移動可能な車輛を出品することのできるコーナーとします。

1. 出品条件及び定義

- ①HAA検査基準で損傷度合いにより修復歴車となるまたは、修復することで修復歴車となる車輛。
- ②外的要因や故障などで機関・機構部位が不良となり自走ができない不動車など。
- ③冠水などが原因で室内の損傷・汚れなどが著しく酷い状態の車輛。
- ④冠水・事故などで原因は不明(電気系トラブルなど)で自走できない車輛。
- ⑤その他、HAAが事故現状車・不動車と認めた車輛。(出品店が申告したものを含む)

※事故などによって、車輛が損傷し燃料漏れ・オイル漏れなどの引火・爆発などの恐れが考えられる車輛については、火災・爆発などの事故が起こらないように対策を施した後に出品できるものとします。

※HAAにおける大型車に該当する車輛は、出品することはできないものとします。

※オドメーターの欠品・不良・改竄車については、走行距離不明・改竄にて出品可能です。(オドメーター欠品・不明・改竄は必ず表記すること)

2. 出 品

- ・リサイクルコーナーに出品希望車輛の搬入は、月曜日～金曜日までの以下の通り受付けるものとします。

受付時間：月曜日～木曜日 9：30～17：30まで

金曜日 9：30～12：00まで

※ 当日出品は不可

- ・リサイクルコーナーに出品を希望される場合、出品票の希望ブロック『リサイクル』欄に○印または、『事故現状』・『不動車』・『冠水車』・『リサイクル』と明記するものとします。(表記なき場合、問い合わせなどで出品が遅れる場合があります。)
- ・搬入の際は、事前に搬入場所をHAAに確認し搬入するものとします。

3. 出品前検査

- ① 基本的にHAAは、通常検査は行わないものとします。(HAAが判る範囲でのダメージ部分の表記のみとします。)
- ② セールスポイント・出品店記入欄・装備品の表記は、無効とし消去するものとします。(但し、HAAの判断で出品店申告内容を表記したほうが好ましいと判断した場合、この限りではありません。)
- ③ 評価点記入欄には、『現』と記載するものとします。

4. クレーム

内外装・冠水歴・装備品・機関係などを含め免責するものとします。但し、出品票の記載事項の相違・走行距離表記(実走→改竄)等・法的問題車・抵当権設定車などのほかHAAが免責不相当と認めたものは除くものとします。

5. 落札時のご注意

- ・落札の際にご利用の下見サービスについては、リサイクルコーナー出品車輛は対象外するものとします。
- ・フォークリフトによって移動または積み込みなどをHAAが行う場合、十分に注意し作業を行うこととするが、それにより車輛に生じる損害、損傷についてHAAは一切の責任を負わないものとします。

(出品票記載内容の訂正・変更)

第8条

1. 出品票、及び出品リストの掲載内容が事実と異なっている場合、出品店はHAAに申告し事実と異なった内容の訂正・変更を行うものとします。
出品票表記などの異なった内容については、出品店が全責任を負うものとします。
2. 訂正・変更等の申告は、当該車輛のセリ開始200台前までにHAAに申告し、訂正・変更するものとします。
尚、調整室での出品内容の変更は一切受付ないものとします。

- オークション開催日までの訂正・変更はHAAまで電話・FAX等で連絡し、その際に、必ず担当者を確認してするものとし、FAXにて連絡の場合、訂正・変更が行われていることを再度、確認するものとします。
- 出品票・出品リストに記載された内容を「不明」・「？」に訂正することはできないものとし、正確な表記ができない場合は出品を取り消すものとします。

(手数料)

第9条

- 会員は、HAAに対し出品・落札などに伴うHAAが別途定めた手数料をHAAに対し支払うものとし、(別表Ⅱ及び別表Ⅴに定める)
- 出品受付後の出品取消し・出品制限車であることが判明した場合でも事由を問わず手数料の返却は行わないものとし、
※ キャンセル手数料(クレーム等によるキャンセルに伴う費用)は、別途(別表Ⅴに記載)定めるものとし、尚、キャンセル決定時には、落札時に発生した手数料は出品店・落札店に返金し別途定められた手数料を出品店から申し受けるものとし、

(流札車)

第10条

- 流札車を引き取る場合は当該オークション開催日、翌週火曜日17時までに搬出するものとし、
尚、搬出期限を越えると自動的に次開催オークションに再出品となり次開催分の手数を申し受けるものとし、
- 次開催、再出品の際に出品コーナー・価格変更及び変更・訂正事項が有る場合は火曜日17:00までにHAAに連絡するものとし、
※ 再出品の場合、前回の調整価格は無効となります。次回オークションまでに必ず連絡をするものとし、
- オークション当日に、次開催オークション出品(再出品)が確定した車輜は搬出券をHAAに備えつけの再出品受付BOXに投入する事で再出品代行手数料が免除されるものとし、ただし、投入後の再出品取消し・搬出・コーナー変更は一切できません。尚、価格変更・出品票等の内容訂正は、第8条(出品票記載内容の訂正・変更)に基づき訂正・変更できるものとし、

(落札車)

第11条

- 出品車輜を落札した会員は変更先の承諾を得た上で所定の申請書に必要事項を記入しHAAに申請することで、落札店を変更することができるものとし、但し、オークション終了後1時間以内に、申請者のIDカード・落札店変更申請書・当該車輜の搬出券(未発行の場合は不要)をHAAに提出しHAAが認めたものに限るものとし、
尚、変更後の落札店がHAAの支払い請求に応じない場合や「解約規定・第2条」に抵触した場合、HAAの判断でHAAは会員の承諾を得ずに変更手続を無効とできるものとし、
- 落札店は落札した車輜が、車検付で車検の有効期限が開催日の翌々月までの場合、落札店が抹消登録での譲渡登録書類の引渡しを希望する場合、落札後2時間以内または、オークション終了後1時間以内のいずれか早い期限までにHAAに申請するものとし、
※ 該当車輜を搬出の場合は無効とするものとし、

3. 落札車輛の再出品を希望する場合は、「(流札車) 第10条」に準じるものとします。

ただし、落札車は落札店の申告が無い限り自動的に再出品はしないものとします。

(搬入・搬出)

第12条

搬入・搬出については、下記の通り定めるものとします。

1. 搬入

①HAAに出品車以外の搬入は厳禁とします。

②搬入時間を厳守するものとします。

③出品票を確認しHAA場内誘導員(入り口ガードマン)の指示に従い出品車置き場に整然と搬入するものとします。

※出品票が手元に無い場合、事前にHAAに連絡の上、当該の出品車であることが認識できるようメモ等を積み込むこととします。

④上記、「3号※」を怠った場合、出品保留とするものとします。

※長期滞留車輛とみなした場合、HAAは車輛の強制処分ができるものとします。

⑤リサイクルコーナー出品を希望される場合の搬入は、オークション開催日を除くHAAの営業時間内(9:30~17:30・開催日前日:9:30~正午)とします。

2. 搬出

①HAAは原則として陸送の手配はしないものとします。

②出品車以外の車輛を搬出の際は、HAAの許可を必要とします。

③搬出しようとする当該車輛を車台番号・出品番号等で確認し、出品番号を記した番号札(紛失などの場合HAAに連絡すること)・搬出券を搬出口のHAA係員に手渡し出庫許可を得て搬出するものとします。

④紛失等により搬出の際に搬出券が手元に無い場合、「引取車輛出庫許可申請書」に必要事項を記入の上、身分証明書(免許証・IDカード等)を提出し出庫許可を得て搬出するものとします。

⑤HAAより身分証明書(免許証・IDカード等)の提示を求める場合は、すみやかに提示するものとします。

⑥出庫の際、当該の車輛と出品票の内容を確認し相違が有る場合、HAAに申告し許可を得た上で搬出するものとします。又、自走にて搬出の際は確実に運行前点検を行い細心の注意をはらい搬出するものとします。

尚、搬出後の事故・損傷・盗難に関しては、HAAは一切責任を負わないものとします。

⑦リサイクルコーナー落札車輛で、搬出にフォークリフトなどでの積み込みが必要な場合は、HAA営業時間内に搬出するものとし、自走可能車輛については通常落札車輛と同様とします。

(長期滞留車・放置車の罰則と強制処分)

第13条

1. 落札車・流札車で再出品しない車輛はオークション開催日、翌週火曜日17:00時までに引取るものとします。(ワンチャンス成約車を除く)
2. 上記、搬出期限までに搬出されない場合、「長期滞留車」として別途定める長期残留車輛取扱手数料(別表Vに記載)を請求するものとします。
 - ※ 尚、徴収に応じない場合、保証金より差し引くものとします。
 - ※ 長期滞留車・放置車輛の場内外における損傷・盗難・事故についてHAAは一切責任を負わないものとします。
 - ※ 所有者不明の放置車輛は、一週間を経過した後に強制的に処分するものとします。

(車輛の損害)

第14条

1. 会場内において事故が発生した場合は、すみやかにHAAに事故の発生を届け出るものとします。
2. HAAの責に帰さない事故又は天災・地変などを原因とするあらゆる損害については、HAA会場内であってもHAAは一切責任を負わないものとします。
3. HAA会場内で発生した車輛の事故・盗難についての補償の限度は、セリ前・流札車はHAAにおける取引価格とし、成約車輛については成約金額を補償の限度とします。
4. 部品盗難等による補償の限度は、HAAが同程度・同等とする中古部品時価相当額または、当該部品とします。
 - 尚、出品票に記載なき物については補償の対象外とします。

ワンチャンスサービス利用規定

(ワンチャンスサービス)

第1条

1. ワンチャンスサービスとは、次回オークションに新規出品される搬入車輻・前回落札車輻を対象とした「セリ前ワンチャンス」と次回オークションに再出品される流札（オークション当日、落札店申し入れのキャンセル車含む）車輻を対象とした「ワンチャンス」があります。

出品店が設定した販売価格であるワンチャンス価格を含む車輻情報をHAAWEB及びHAAの業務提携先のWEBサイトに掲載し、次回オークションの開催を待たずに、また出品店との価格交渉も無く、公開されたワンチャンス価格にて車輻を即時落札できるサービスをいいます。

(「セリ前ワンチャンス」の掲載条件・方法)

第2条

1. 「セリ前ワンチャンス」への掲載は、HAAが定めた掲載受付期間までにHAAに新規搬入され、次回オークションへの出品が確定した車輻を対象とするものとします。
2. 掲載の申し込み方法は、搬入の際にHAA受付（搬入口）にて所定の用紙に必要事項（会員番号・連絡先・掲載価格など）を記入し当該出品車輻に出品票と共に積み込み搬入口に示された所定の場所に駐車するものとします。

(ワンチャンスサービス)

第3条

1. 「ワンチャンスサービス」への掲載は、HAAにて流札（オークション当日、落札店申し入れのペナルティーキャンセル車含む）となり、次回オークションへの再出品が確定した車輻を対象とします。但し、当該車輻がオークション終了後に車輻情報の訂正（セリ後訂正）されている車輻及び別途定めるHAAが掲載対象外車輻とするものは掲載することはできないものとします。
2. 掲載の申し込み方法は、HAAWEBからの申し込みまたはHAAで「ワンチャンスサービス掲載申込書」に必要事項（会員番号・連絡先・掲載車輻〈出品番号・会員名・掲載価格〉等）を記入し「ワンチャンス受付BOX」投入するものとします。

※ 車検有効期間の表記で、「ワンチャンスサービス」掲載中に有効期限が満了してしまう車輻は、車検無し（抹消登録）にて出品をお願い致します。

(掲載の取消・変更)

第4条

1. 掲載取消・ワンチャンス掲載価格の変更は、出品店がHAAWEBを利用して行うものとします。但し、HAAが定める方法により掲載取消・ワンチャンス価格の変更を行う場合、手続中に成約となったものは成約を優先し取消や変更の手続は無効とするものとします。また、「セリ前ワンチャンス」の掲載取消を行っても次回オークションへの出品は取消されないものとします。
2. 掲載中に車輻情報の訂正が申告された場合は掲載を取消し、訂正を行なった後にワンチャンスサービスへの再掲載は行なわず次回オークションに出品されるものとします。
3. ワンチャンスサービス掲載車輻の二重売り、成約後の誤搬出など出品店に起因するトラブルは全て出品店責任として、HAAは一切の責任を負わないものとします。

(掲載内容の確認義務)

第5条

出品店はワンチャンスサービスに掲載される自社車両及び当該車両の販売希望価格となる「ワンチャンス掲載価格」をH A A W E B又は、H A Aが備える明細にて確認を行うこととし相違が発見された場合には、速やかにH A Aに訂正を申し出ることとします。H A Aに対して訂正・変更を申し出ずにトラブルが発生した場合、出品店は全ての責任を負うものとします。

(落札条件・方法)

第6条

1. 落札はH A A W E B会員がH A A W E Bにて行なう事とします。また、H A A会員は別途定める条件によりH A Aに落札の代行を依頼する事ができるものとします。
2. 契約の成立は落札店が最終確認、実施後に成約メッセージが表示された時点とします。
3. 成約の通知は、出品店・落札店双方にF A X・Eメール（登録者のみ）にて行います。

(出品店・落札店都合キャンセル)

第7条

成約日の翌営業日17時まで（掲載期間最終日、金曜日落札の場合は落札日の当日17時まで）に、出品店・落札店がH A Aに対して自己都合でキャンセルの申し込みがあった場合、別途定めるキャンセルペナルティー（別表IVに記載）を支払う事でキャンセルができるものとします。

但し、落札店が落札車両搬出後の落札店都合でのキャンセルは受け付けません。

※ 出品店都合キャンセルの際に既に、落札店が当該車両を搬出していた等の場合は、それに伴う陸送費用（H A Aが認めた実費相当額）が加算されます。

(搬出・搬出期限)

第8条

落札店は、H A Aが別途定める（別表V）ワンチャンスサービス成約車両、搬出期限までに当該車両を搬出しなければならないものとします。

(クレーム)

第9条

ワンチャンス落札車のクレーム申告期限は、落札日を含む6日目（火曜日の落札の場合は7日目）の正午までに所定のクレーム申告書に必要事項を記入し、専用F A Xに送信申告するものとします。

(落札代金の支払い)

第10条

落札車両代金の支払い期限は、次回オークションの支払期限に準じるものとします。

(成約車両の譲渡書類提出期限)

第11条

1. 「セリ前ワンチャンス」成約車両の譲渡書類提出期限は、成約日の翌々週の月曜日（17時）までにH A Aに提出するものとします。
2. 「ワンチャンス」成約車両の譲渡書類提出期限は、成約日の翌週の水曜日（17時）までにH A Aに提出するものとします。

(名義変更・譲渡書類有効期限)

第12条

1. 「セリ前ワンチャンス」成約車両の名義変更期限及び、譲渡書類の有効期限は、次回オークション開催日の名義変更期限及び、譲渡書類の有効期限に準じるものとします。
2. 「ワンチャンス」成約車両の名義変更期限及び、譲渡書類の有効期限は、開催直前に流札（オークション当日、落札店申し入れのキャンセル車含む）となったオークション開催日の期限とします。

(ヤフオクへの掲載)

第13条

ワンチャンスサービスに掲載した車両は、H A Aが指定する出品代行会社を通じ以下の要領で株式会社ヤフーが主催するヤフオク！（以下「ヤフオク」というに同時掲載することができます。

1. ヤフオクへの掲載は出品代行会社が別途定める掲載基準に該当するものとします。また、掲載後に掲載基準に該当しないことが判明した場合はヤフオクの掲載を取り消すこととします。
2. 出品代行会社はワンチャンス価格に手数料等を上乗せした価格をヤフオクの売り切りスタート価格とします。尚、出品店による当該価格の設定はできません。
3. ヤフオク掲載車両はH A A W E Bに「ワンチャンス・ヤフオク掲載中」と表示されます。また、ヤフオクで入札があった車両はH A A W E Bに「ヤフオク入札あり」と表示され、ワンチャンスでの落札は不可となります。
4. ヤフオクで入札があった車両は当該オークションの終了時点でヤフオク上は落札と表示されますが、出品代行会社とヤフオクにおける落札者の商談が成立するまではワンチャンスでの成約は留保されH A A W E Bに「ヤフオク商談中」と表示されます。
5. 出品代行会社とヤフオクにおける落札者の商談が成立した場合は、ヤフオクにおけるセリ上がり金額をワンチャンス価格に加算したものをワンチャンス成約価格とし、出品代行会社がワンチャンス落札を行います。
6. 出品代行会社とヤフオクにおける落札者の商談が不成立に終わった場合はワンチャンスサービスへの再掲載は行われず次回オークションに出品されます。
7. 出品店は第4条にかかわらずヤフオクで入札があった車両のワンチャンス価格の変更はできません。また、出品店の都合で「ヤフオク入札あり」、または「ヤフオク商談中」の車両のヤフオクの掲載を取り消す場合、出品代行会社とヤフオクにおける落札者の商談が成立する前でも第7条
1) に準ずる取消料を負担するものとします。ただし、ヤフオクの当該オークションが終了する
30分以前に行った掲載取り消しは除くものとします。

(手数料)

第14条

「セリ前ワンチャンス」・「ワンチャンス」各サービスの手数料は、別途（別表Ⅱ）定めるものとします。

(その他)

第15条

本規定に定める以外の事項についてはH A Aオークション規定ならびにH A A W E B会員利用規約に準ずるものとします。

検 査 規 定

(目 的)

第1条

H A A で取り扱う出品車の品質表示、取引における良好な市場環境の維持を目的とするものとします。

(出品店義務)

第2条

1. 出品店は、出品に際し出品・落札規定にもとづき当該出品車輛の点検を行うものとします。
2. 出品店は、出品車輛の点検結果を出品票に正確に記入しその結果について責任を有するものとします。
3. 出品店は、H A A の品質検査による見落としがあっても、その結果に責任を有するものとします。

(H A A による検査)

第3条

1. H A A 検査員は、H A A の検査資格基準を満たし認定を受けた者とします。
2. H A A に出品する全ての車輛は、H A A 検査員による品質検査を経て出品するものとします。
3. 落札店は、品質検査の結果を参考にオークションへの参加をすることとするが、H A A の品質検査の結果についてH A A に対し法的責任を含む一切の責任を問うことはできないものとする。

(評価基準)

第4条

H A A の評価基準は、別途（別票Ⅵ・評価基準）定めるものとします。

(品質基準)

第5条

1. H A A は、修復歴車・粗悪車・改造車・冠水車・接合車などの品質基準は以下のとおりとします。
 - ①修復歴車とは以下のいずれかに該当する車輛（H A A の判断により軽微なものは除く）
 - ・サイドメンバー(フレーム)・メンバー・インサイドパネル・ダッシュパネルの交換・クランプ跡・コアサポートより後部の破損・修正跡及び修正を要するもの。
 - ・ピラー（ルーフピラー含む）・エンドパネルより前部の交換・クランプ跡・修正跡及び修正を要するもの。（外板パネル部は除く）
 - ・フロアの交換・クランプ跡・修正及び修正を要するもの。
 - ・ルーフを交換したもの。
 - ・下廻りなどのメンバー・フロアの突き上げなどによって大きく修正したもの及び修正を要するもの。
 - ・その他、H A A が修復歴車相当と判断したもの。
 - ②粗悪車とは、以下のいずれかに該当する車輛をいうものとします。
 - ・腐食がひどいもの。（車体構成上、主要となる部分の腐食などによって状態が悪く安全な走行が難しいとH A A が判断した車輛）
 - ・貨物車などのセットバック荷台・荷室などの腐食・凹など状態が粗悪なもの。
 - ・内外装の状態が悪く（破れ・悪臭など）限度を超えているとH A A が判断したもの。
 - ・その他、粗悪車とH A A が判断したもの。

③改造車とは、以下のいずれかに該当する車輛をいうものとします。

- ・原動機内部の改造・規格外の原動機乗せ替え、コンピュータ・過給器・過給圧調整装置の取付け改造などがなされている車輛。
- ・ミッションの乗せ替え（規格外・社外）及び改造、ハイドロ（足廻り）取付けフルフレーム付き車輛のボディーマウントの改造・追加（通称：ボディーアップ）がなされている車輛。
- ・その他、H A Aが改造車と判断したもの。

④冠水車とは、以下のいずれかに該当する車輛をいうものとします。

- ・水害や浸水により、水または泥などが室内に流れ込み冠水した車輛。
- ・H A Aが冠水車及び冠水車疑いと判断したもの。

⑤接合車とは、2台以上の車輛を接合して作られた車輛（通称：ニコイチ）をいうものとします。

（部分的に中古部品を使用し修理をした車輛は含まないものとします）

（検査結果の尊重・維持）

第6条

H A Aの検査員が行った検査結果及び評価点はH A Aの検査員以外の者が訂正・抹消することはできないものとします。

尚、出品票記載事項の改竄・修正などを行なった者は嚴重処分の対象とするものとします。

クレーム規定

(目的)

第1条

この規定は、H A Aに出品される出品車に於いて発生する品質問題について、これを建設的に解決しオークションの公益性と秩序の維持をはかることを目的とします。

(方法)

第2条

1. 問題の解決にあたっては出品店・落札店双方が規定に基いた前向きな理解と協力によることを第一の方法とします。
2. 解決にあたってはH A Aが仲介し規定に定められた範囲により調停を図るものとします。
3. 出品店・落札店双方に理解度・協力度が不足することにより解決が難航するときは、H A Aが総合的な判断をもって裁定を行います。
4. 出品店及び落札店は、本規定に基づくH A Aの裁定に従ってクレームを解決し、訴訟提起等の法的手続をとらないことを合意します。ただし、売買当事者の一方の故意又は重大な過失に基づく損害が発生した場合は、この限りではないものとします。
5. H A Aの裁定に従わぬ場合は、参加規程 第11条2項に定める罰則を課すものとします。

(落札店義務)

第3条

1. 落札店は、出品車輛を落札する際に十分な下見を行うものとします。また、落札後もクレーム申告期限内に落札車輛が出品票と相違がないことを確認し、クレームとなる場合はH A Aに申告するものとします。

クレーム申告後、1週間以上H A Aに連絡がない場合、あるいはキャンセル決定後、1週間以内に当該車輛がH A Aに到着しない場合は、特別な事由を除いてクレームを差し戻しノークレームとする。

尚、出品店及び前名義人に迷惑がかからぬよう、名義変更完了前の走行使用、陸送（自走による移動）等については、管理を徹底するものとします。

2. 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減に関する特別処置法」『自動車N O X法』を適用される車輛が出品されるが、地域により適用の有無があるので注意するものとします。
3. 8ナンバー登録車（キャンピング、放送宣伝車等）は各陸運支局により基準が異なるため、装備品に関するクレームは免責されるものとします。
4. 落札店は保証書及び後日部品（リモコン・キーレス・ナビロム等）に関して、譲渡書類到着後も付属品未着物がある場合は速やかに申告するものとします。書類発送後7日で免責とします。但し、書類未発送分については、オークション開催日を起算日として、15日目までの申告とするものとします。

後日送り部品の作動不良などのクレーム申告期間は現物発送日を含む5日間とします。

5. 落札店での名義変更前の駐車違反（迷惑駐車・私有地内の車輛放置を含む）やスピード違反等により、警察から旧名義人へ呼び出しや問い合わせがされた場合、又は落札車輛の内容調査や名義変更書類等に関するユーザーや出品店への直接問い合わせ（迷惑行為）が確認された場合、落札店は別途定めるペナルティー（別表IVに記載）と実費（出品店からの請求でH A Aが認めたもの）を負担し出品店に支払うものとします。

※ユーザー（名義人など）及び出品店への直接の問い合わせは、オークション開催日より
3ヶ月経過の場合は免責とします。（但し、事例に応じてHAA判断とします。）

（落札店の権利）

第4条

1. 落札店は、申し立てたクレームについてHAAが認めた範囲で、部品供給又は相応の値引きを求めることができるものとします。但し、本規定に定める事項についてHAAが契約の解除（キャンセル）相当と認めた場合に限り、契約の解除（キャンセル）をすることもできるものとします。
2. 落札店は、出品店に対しHAAが認めた範囲を超えて、損害賠償を求めることはできないものとします。但し、出品店の故意又は重大な過失に基づく損害については、この限りでないものとします。この場合であっても、HAAが認めた場合を除き、落札店は、出品店に対し落札価格を超えて損害賠償を求めることはできないものとします。

（クレーム処理基準）

第5条

1. クレーム及びトラブルの申立の受付及び処理基準は次の通りとします。
 - ①クレーム等の受付期間は開催日を含む7日以内（翌週の金曜日正午まで）としますが、内容により受付期限が異なるものがあります。また、出品店への連絡は受付後速やかに行いますが、電話連絡等で出品店に連絡がつかない場合は、出品店に連絡がついた時点で受付とします。（後日送り部品等でクレーム期間内に確認ができない部品等は、後日部品発送後5日以内の受付とします。）
 - ②クレーム申し立ての延長については、HAAが指定した地域（別表Vに記載）に登録の会員に限り開催日、翌週の月曜日17時までを期限とし専用申告用紙に必要事項を記入しFAXにて申告且つ、搬出期限内（開催日の翌週火曜日17時）までにHAAが搬出を確認したものを対象とします。尚、クレーム申立て延長の期限は落札車両が落札店に到着した翌日17時を限度とし延長を認めるものとしますが、HAAがやむ得ない事情によると認める申し立ての延長についてはこの限りではありません。
 - ③クレームの内容がメーカー保証で対応できる場合、メーカー保証にて処理するものとします。
 - ④輸入車（並行車）は、エンジン（過給器）・ミッション（副変速機・トランスファー等含む）・デフの本体・色替（外装色）・エアバッグの欠品及び事故修復歴と評価点Rの修復歴箇所の相違（ルーフ・フロア・サイドメンバー・ダッシュパネルのいずれかを交換）の未記入の場合に限りクレーム受付するものとします。（出品制限車・出品票の書き間違い等もクレーム対象となります。）
- ※ 正規輸入車(通称：ディーラー車)は、国産車のクレーム受付範囲に準じます。
但し、(クレーム処理基準)第5条⑨は、登録3年未満且つ、6万km以内の車両とします。
また、(クレーム処理基準)第5条⑩は、免責となります。
- ⑤エアバックの作動済は、明記することとし、記入のない場合は欠品扱いとなりクレーム対象とするものとします。（セールスポイントに表示していない場合でも、エアバッグ装備車の場合はクレーム対象となります。）
 - ⑥消火器散布車は1ヶ月以内のクレーム申告期限での受付とし、落札店よりキャンセルできるものとします。（出品制限車ではないため、出品票で申告することにより出品可能とします。）

- ⑦評価点 R での落札は、エンジン・ミッション（副変速機・トランスファー等含む）・デフ本体・色替え（外装色）・エアバッグの欠品及び事故修復歴と評価点 R の修復履歴箇所の相違（ルーフ・フロア・サイドメンバー・ダッシュパネルのいずれかを交換）の未記入の場合に限りクレーム受付けるものとします。（出品制限車・出品票の記載間違いもクレーム対象とします。）
- ⑧パワーウィンドウ・パワーミラー・オーディオ・マフラー・触媒・ショックアブソーバー（特殊サス等は除く）の不良については、当該オークション開催日を含む 7 日以内（翌週金曜日の正午まで）の受付とし、登録 3 年未満且つ、走行距離 6 万 km 以内の車輛とします。
- ⑨エアコン等（HAA 指定部品）・オルタネーター・サンルーフ・パワーシート・スターターモーター・電動カーテン・特殊サス（TEMS・エアサス等）・純正ナビ本体等の不良については、登録 5 年未満且つ走行 6 万 km 以内の車輛とし受付けるものとします。（セールスポイント記載を除く）
- ⑩標準及び規格外装備品等の欠品・改造が明記されていない場合（ヘッドレスト・シフトノブ・灰皿・スイッチ類等の HAA が軽微と判断する部品）は搬出期限の翌週火曜日の 17 時迄に搬出確認の有る車輛に限り、当該オークション開催日を含む 7 日以内（翌週金曜日の正午まで）の受付けるものとします。
- ⑪レスオプション(ダウンオプション等)で、レスした装備（部品など）を記入していない場合。
- ⑫内外装（ガラス含む）のクレームは免責ですが、オークション終了後 1 時間以内且つ、検査員の確認で評価に著しい違いが生じる場合にのみ受付けるものとします。
- ⑬外装塗色違い（カラーNo.表記無き場合）のクレームは、設定の有無などを確認のうえ HAA 判断とし、車種・年式・走行距離・成約金額・評価点などに関わらず、クレーム受付けるものとします。（当該オークション開催日、翌週の金曜日の正午までを申告期限とします）
- ※ カラーNo.表記有りの場合でもホワイトパール・シルバー・ブラックなどの表記で HAA がクレーム相当と認めた場合（色違い）は、その限りではありません。
- ⑭初度登録年式と製造モデル年が違う場合。（一部輸入車を除く）
- ⑮車歴違い。自家用以外（レンタカー・事業用・特殊用途など）の用途で登録歴が有る車輛で未記入の場合。〔車歴記載については、出品・落札規定（出品票）第 6 条 7 項に記載〕
- ⑯積算計の不良は、開催日を含む 7 日以内（当該オークション開催日、翌週金曜日の正午まで）の受付で落札店よりキャンセルできるものとします。
- ⑰出品票に正しく記載すべき事項が記載されていない場合や誤解を招くような不適切・不明確・紛らわしい表記と、HAA が判断した場合。（出品・落札規定 第 6 条参照）
- ⑱ドア枚数・形状の書き違いは開催日を含む 7 日以内（当該オークション開催日、翌週金曜日の正午まで）の受け付けとするものとします。
- ⑲検査期限の書き違い（書類発送後 10 日以内の申告期限）
- ※ 減額基準は、別途（別表Ⅲ下部）に記載
- ※ 6 ヶ月以上異なる場合と残り月数が 6 ヶ月未満になる場合は、落札店よりのキャンセル可能
- ⑳付属品（保証書等）の有無（書類発送日を含む 7 日以内の申告期限）
- ※ オークション開催日を起算日として、15 日目までを入庫期限とし、17 日目からクレーム対象としてクレーム処理をします。但し、起算日より 12 日目～15 日目までに落札店より申告が入った場合は、連絡を受けた日より 5 日間クレーム処理期間とします。

※ 保証書取扱いについて

保証書欠品の場合はキャンセル又は、減額価格 3 万円～ 10 万円の範囲内で、落札金額の 3 %を目安とします。保証期間切れのものは、減額価格 1 万円～ 5 万円の範囲内で、落札金額 3 %を目安とします。(キャンセル不可) 但し、落札価格 3 0 0 万円以上の場合はキャンセル可

②ユーザー初出品コーナー（出品ブロック 別表Ⅰ）の成約車について、出品・落札店が出品条件義務違反の対象となった場合ペナルティー及びキャンセルのクレーム対象とします。

1) クレーム受付期間は、書類発送後 1 0 日以内とします。

2) 車検付で成約したにもかかわらず出品店が誤って抹消登録した場合、別途定める（別表Ⅴに記載）金額の値引き又は、キャンセル（ペナルティー付）できるものとします。

3) 譲渡書類の有効期限を切らした場合は、差し替えペナルティーとして定める（別表Ⅴに記載）ペナルティーを請求します。

※ 値引き、キャンセルについては落札店に選択権があるものとします。

※ 名義変更（軽自動車を含む）は必ず、翌月末までに実行するものとします。

②キャンセルを伴う重要事項のクレームは、別表Ⅲに定めます。

③その他、出品落札規定・検査規定等で定めた事項にそぐわない品質状況が認められた場合。

④評価 4.5 点以上で出品された車両で、1 点以上評価点が下落する場合。

（機関関係や内外装の不具合を除く）

（免責）

第6条

1. 次の行為、及び項目に該当する場合は免責とし、クレームは受け付けません。ただし、HAAが免責不相当と認めた場合はこの限りではありません。

①クレーム申し立て前、または申し立て中に第三者へ転売をしてしまった場合。（オークション会場での成約を含む）

②クレーム申し立て前、または申し立て中に加修・修理・名義変更（書類への書き込みも含む）等を行った場合。

③クレーム代金（主要部品単品の価格）が 2 万円以下の場合。輸入車は 5 万円以下の場合。

④落札価格が 20 万円以下の車両。但し、色替（外装色）出品制限車・出品票の記載間違い・セールスポイントに記載された物の作動不良等・エンジン本体の不具合（※1）・ミッション本体の不具合（※1）を除く【エンジン本体・ミッション本体については初年度登録年から 1 0 年未満且つ、走行距離 15 万 Km 未満の車両に限る】

※1 処理基準：減額請求としますがクレーム処理に至る減額は、車両落札金額の 2 5 %未満とします。

⑤落札価格が 5 万円以下の車両。但し、出品制限車・出品票の記載間違い・セールスポイントに記載された物の作動不良等を除く。

⑥初年度登録年より 10 年以上経過した車両。但し、落札金額が 2 0 万円を超えた車両のエンジン本体の不具合・ミッション本体の不具合・修復歴の有無・色替（外装色）・出品制限車・出品票の記載間違い・セールスポイントに記載された物の作動不良等を除く。

- ⑦走行距離15万Km以上走行の車輛及び走行距離不明車。但し、色替（外装色）・エアバック装着車のエアバッグ主要部品欠品・事故修復歴・評価点 R の修復歴箇所の違い（ルーフ・フロア・サイドメンバー・ダッシュパネルのいずれかを交換）等の未記入と走行距離不明車を除く走行距離15万km以上の車輛で成約金額20万円以下の場合を除き、エンジン本体・ミッション本体の不具合を受付けます。（出品制限車やリストの記載間違いもクレーム対象とします。）
- ⑧改造車。但し、色替（外装色）・エアバック装着車のエアバッグ主要部品欠品・事故修復歴・評価点 R の修復歴箇所の違い（ルーフ・フロア・サイドメンバー・ダッシュパネルのいずれかを交換）等の未記入の場合に限りクレームを受付けるものとします。（出品制限車やリストの書き間違い等もクレーム対象となります。）
- ⑨2回目以降のクレーム申し立て（クレームの申告は当該オークションで落札後、車輛1台に1回のみとします。ただし、受付期限の異なる内容の場合を除くものとし、クレーム期限の（短）→（長）の場合のみとします。）
- ⑩純正以外の部品。（セールスポイントに記載の部品は除く）
- ⑪内外装の損傷。
- ⑫出品車輛に付随されて落札されたもの（ジェットスキー・ボート・單車等）
- ⑬日本国外に輸出された車輛（国内税関を通過したもの含む）
- ⑭TV・ナビ・オーディオ・エアサスキット等で、出品票に記入のない場合の盗難及び不良。
- ⑮オドメーターの改竄や交換、盗難車の日本国外の資料（証拠資料とはできないものとします）
- ⑯クレーム虚偽申告。（申告後の見積り等についてはHAAが虚偽と判断した場合。）
- ⑰消耗品。（HAA判断による）
- ⑱8ナンバー登録車輛（キャンピング・放送宣伝車等）の装備品。（各陸運支局により基準が異なる為）
- ⑲リサイクルコーナーにて、落札された車輛。（出品票、記載内容との相違・法的問題車等、その他HAAがクレーム相当と認めたものを除く）
- ⑳その他、キャンセルを伴う重要クレーム処理基準は別表Ⅲに定めるものとします。

（事実の確認）

第7条

1. クレームを公正に扱うためにHAAは事実の確認を、下記の通り独自の方法で行います。
 - ①HAAの検査員及び代理人による確認。
 - ②HAAに車輛を引き取った上での確認。
 - ③その他の方法による確認。
2. 事実の確認に要した費用はクレームが事実の場合は出品店負担とし、事実でない場合は落札店負担とします。（HAA判断）但し、見積もり等にかかる費用は落札店負担とします。

尚、クレーム内容（申告後の見積り等）についてHAAが調査し虚偽と判断した場合はノークレームとなる場合があります。

書類規定

(書類の決裁)

第1条

1. 出品店は、成約車輛の移転登録または新規登録に必要な書類を当該オークション開催日より10日以内(翌々週、月曜日まで)にHAAへ提出しなければならないものとします。
2. 落札店は、検査付車輛の書類を受領した後、当該オークション開催日の翌月末までまたは、名義変更の期限が指定されている場合は指定日まで名義変更手続きを完了し、速やかに検査証の写しをHAAに提出しなければならないものとします。

(書類の完備)

第2条

1. 譲渡書類期限について、印鑑証明書・委任状・その他名義変更に必要な書類の有効期限は原則として、オークション開催日の翌月末まで必要とします。
2. 出品票に名義変更期限を記入しているものは上記の限りではありませんが、オークション開催日の当日を起算日として21日以上譲渡書類期限は最低限必要とし、それより短い名義変更期限を出品票に表記しても無効とするものとします。
3. 落札店において譲渡書類期限を切らした場合、出品店は差替する義務を負うこととします。
尚、出品店は落札店から依頼があった日から差替えについては1ヶ月・再交付については2ヶ月以内に落札店からの依頼のあった書類を提出するものとします。但し、内容によってHAAが妥当と判断した場合は、その限りではありません。
4. 出品票に名義変更期限を表記していない場合で、セリ終了後に名義変更期限に関する出品店の依頼を落札店が承諾した場合に限り、早期名義変更ペナルティーとして出品店から別途定めたペナルティー(別表IVに記載)を徴収し、落札店に支払います。
但し、出品店の指定した期限内に名義変更が完了していなければ名義変更遅延ペナルティー(以下、名変遅延ペナルティーという)の対象となります。
5. 検査付出品車輛で検査満了日の翌日まで自動車損害賠償責任保険証明書(以下、自賠責保険という)の添付されていないものは、リストにその旨を記入しても無効となり、譲渡書類を受付けないものとする。(出品店にて加入するものとします。)
6. オークション開催日の翌々月1日より車検有効期限の短い登録車を車検付で成約した場合、継続検査用自動車税納税証明書(以下、納税証明書という)を添付することとします。(名義変更期限付出品であっても同様とし、添付のない場合は書類不備の扱いとします。)又、同年度内に車検が満了になる車輛についても、納税証明書の添付を必要とします。但し、後日請求後の提出も可能とします。(書類不備扱いとはしません。)納税証明書の請求は車検満了月の前月より受け付けます。
落札店より請求があった場合、出品店は10日以内にHAAへ提出するものとします。
※提出が請求日より11日以降となった場合、出品店に対し別途定める納税証明書提出遅延ペナルティを請求するものとします。
7. 名義人死亡の場合の譲渡書類(ダブル移転書類も含む)および名義人破産(裁判所判定許可申請付書類・法人解散後清算を結了している場合)は出品不可とします。
万一、上記事実がある車両が出品され成約後に判明した場合はHAAの裁定に従う事とします。
尚、抹消登録の車輛は、この限りではありません。

8. 車検無し（抹消登録）出品にもかかわらず、移転登録用譲渡書類が出品店より提出された場合、書類不備として受付しないものとします。
9. 自賠責保険の譲渡書類（契約権利譲渡通知書・異動承認請求書等）は必要に応じて、出品店に請求します。その場合、出品店は速やかに手配し、HAAまで送付するものとします。
10. 譲渡書類の落札店への送付は、代金精算日（銀行振込確認日）の翌日以降の発送となります。
11. 他府県登録のみ有効となる委任状は、原則として受付しないものとします。（落札店が該当する登録地域でない場合等、HAAが認めたものは例外とする場合があります。）
12. 事業用登録（緑・黒ナンバー）のままでの出品はできないものとし、出品の場合は自家用登録を行った上で出品することとします。（抹消登録は除く。）
13. 自賠責保険の使用の本拠が沖縄県・離島等で保険料が本土と違う場合、差額を出品店負担とし落札店からの申告期限は当該車輛落札の翌月末日までとします。
14. リサイクル預託済金額が申告されている場合、落札店は出品店にその金額を支払わなければならない。但し、申告しているリサイクル預託金額に過剰申告があった場合、出品店は過剰金額を直ちに返金するものとします。

（書類受付・時間について）

第3条

HAAへ直接書類を持ち込みする場合、月～金曜日の9:30～17:30までに到着したものは当日分の受付とし、17:30以降は翌日扱いとします。

但し、オークション開催日は、オークション終了後1時間まで当日分の受付を行うものとします。また、HAA休業日は書類受付を行わないものとします。

（抵当権設定車輛）

第4条

1. 成約車輛に抵当権設定や差押の事実が判明した場合、出品店は落札店の申告日から14日以内（最終日がHAA休業日にあたる場合は翌営業日）に担保を抹消しなければならないものとします。担保の抹消ができない場合、落札店はキャンセルする事ができるものとします。尚、落札店からの申告期限は、オークション開催日から6ヶ月以内とします。
2. 成約車輛の担保設定の解除が申告日の翌月となった場合、出品店はその間の自動車税相当額を負担しなければならないものとします。

（書類入庫遅延ペナルティー）

第5条

1. 当該オークション開催日を起算日とし譲渡書類入庫期限を超えた11日目から29日目まで加算される別途定めた譲渡書類入庫遅延ペナルティー（以下、書類遅延ペナルティーという）を出品店から徴収し落札店に支払うものとします。尚、書類遅延ペナルティーは最大30日までとし30日を経過した時点で更に別途定めるペナルティーを出品店より徴収し落札店に支払い、落札店の意向によりキャンセルを選択することもできます。
2. 譲渡書類等の一部不備（名義変更中の登録ナンバー後日入庫の遅延も含む）による遅延も上記と同様の取り扱いとします。

尚、登録ナンバーの外し忘れにより抹消されていないものや、譲渡書類の有効期限が短いため差替えを要するもの、その他HAAが不備書類として判断したものは有効な書類が揃った時点での受付となり遅延ペナルティーの対象とします。

※ HAAが長期休業期間などで入庫が遅れた場合はHAA判断とします。

3. 落札店到着後に譲渡書類等の不備が発覚した場合、出品店はHAA裁定により定めた期間（出品店からの書類入庫日よりHAAにて決定）内に譲渡書類等をHAAに提出しなければならない。尚、HAAが定めた期間内に譲渡書類を提出できない場合、書類遅延ペナルティーの対象とし扱うものとします。

（差替えペナルティー）

第6条

譲渡書類の有効期限を切らして差替えをする場合は別途定めるペナルティー（別表Ⅳに記載）とHAAが認めた実費を落札店は出品店に支払うものとします。（書類紛失・盗難などによる再発行や、書類の書き損じなどによる差替えが必要となった場合、HAAの判断により別途、落札店に実費請求し出品店に支払いする場合もあります。）

（登録ナンバーペナルティー及び手数料）

第7条

検査無し（抹消登録）で出品された車輛で現車に登録ナンバーがついたまま落札店に届き、落札店が抹消を希望する場合、落札店は登録ナンバーを取り外しHAAに送付することとします。その場合、出品店は別途定めるペナルティーを落札店に支払うものとし、別途定める手数料をHAAに支払うものとする。（別表Ⅳに記載）

（名義変更届出）

第8条

1. 落札店は、落札車輛について、オークション開催月の翌月末日迄に移転登録または抹消登録を完了するものとし、「名義変更を明らかにする名義変更後の車検証などの写し」（以下、名変コピーという）を開催月の翌々月5日までにHAAに提出するものとします。
2. 落札店は名義変更完了後、郵送もしくはFAXにてHAAに送付する名変コピーには開催回数・出品番号・会員番号を必ず明記してHAAに提出するものとします。
尚、FAXで送付する場合は必ず到着の確認を電話にて行うものとします。
3. 名義変更期限日の翌月5日迄に名変コピーがHAAに到着したものに限り、自動車税相当額及び名義変更保証金の精算を行うものとします。
4. 軽自動車の転入手続きに際しては、所轄市区町村に対して課税者の変更を申告し確実に前所有者・使用者に税請求が発生しない手続きを落札店は行うものとします。

（閲覧手数料）

第9条

1. 名義変更期限日の翌月5日を過ぎて名変コピーを提出しない場合は、HAAにおいて現在登録証明書にて確認手続きを行います。
その場合、所定手数料（別表Ⅴに記載）を落札店は支払うものとします。
2. 軽自動車の名義変更保証金は、名義変更期限日の翌月5日を過ぎて名変コピーがHAAに届かない場合はHAAが没収するものとします。

（名変遅延ペナルティー）

第10条

1. 落札車の名義変更がHAAの定めた期日より遅れた場合、落札店は出品コーナーや出品条件に応じた名変遅延ペナルティーを出品店に支払うものとします。尚、名変遅延ペナルティーは名義変更が完了するまで名義変更期限から7日毎に1万円を加算します。（別表Ⅳに記載）
但し、書類差替え期間中はペナルティーの加算は免除とする。

※ ペナルティーは差替えペナルティーとあわせて著しく書類の到着が遅延した場合、また一部不備等の原因があった場合は、H A Aの判断により徴収する金額を変更する場合があります。

2. 軽自動車の名変コピーが入手できないとH A Aが判断した場合、落札店は別途定めるペナルティーを出品店に支払う事とします。(別表IVに記載)
3. 新年度の自動車税が旧名義人に課税された場合、落札店は出品店に対して自動車税相当額および別途名義変更遅延ペナルティーを支払う事とします。(別表IVに記載)

(自動車税・自動車税相当額)

第11条

1. 出品店は登録ナンバー付車輛が成約した場合はその車輛にかかる自動車税相当額をオークション開催日当月(軽自動車は開催年度分)までを負担し、落札店はオークション開催日、翌月以降の自動車税相当額を負担しなければならないものとします。
2. 出品店は、登録ナンバー付車輛を出品した場合の自動車税は、原則としてオークション開催日の当月分までを負担としますが、未納もしくは分割納付されている場合、これに対して発生する延滞金等も出品店負担とします。
3. 登録ナンバー付車輛(軽自動車を除く)を落札した場合、開催月の翌月より年度内残月分の自動車税相当額を落札店より預かるものとします。
4. 軽自動車で登録ナンバー付車輛を落札した場合、開催年度内の自動車税は出品店負担とし名義変更保証金として落札店より1万5千円を預かるものとします。
年度末(3月)開催分の場合、4月の名義変更の車輛は保証金の内から精算し新年度の軽自動車税は出品店より納付するものとします。
5. 落札店より預かる自動車税相当額および名義変更保証金は、H A Aへ名義変更の届出が完了したものを対象に毎月1回集計し、精算するものとします。

(原則として毎月1回、月初に開催のオークション計算書にて記載することとする。)

①出品店への支払い

抹消登録が開催日同月の場合、出品店へ支払う自動車税相当額は無いものとし、抹消登録が開催日の翌月以降となった場合には、開催日翌月から抹消登録月までの月割り自動車税相当額を出品店に支払うものとします。成約車輛が都道府県を問わず移転登録された場合には、落札店より預かる自動車税相当額を出品店へ支払うものとします。

抹消登録の場合、開催月の翌月以降に限り支払うものとします。(翌月抹消の場合は、1ヶ月相当額)

②落札店への支払い

落札車輛が抹消された場合のみ自動車税相当額を返金します。但し、開催月翌月より抹消登録が行われるまでの期間は、落札店が自動車税相当額を負担することとし、出品店へ相当額を支払うものとします。

6. 出品店は、納付すべき自動車税や軽自動車税を必ず納付するものとし、落札店で継続検査が受けられるようしなければならない。

年度末(3月)開催分の場合、4月に名義変更された車輛の新年度自動車税は出品店から納付するものとします。

(自動車税相当額再精算)

第 12条

移転登録が行われた後、同年度内に抹消登録された場合において、落札店が抹消登録月の翌月 5 日までに登録識別情報等通知書などの写しをH A Aに提出した場合は、出品店は抹消登録月の翌月分から年度内残額相当分を落札店に支払うものとし、その精算方法は、計算書の訂正欄にて表示し精算するものとします。

※ 指名債権譲渡書類等（還付委任状）の受付は行わず、出品店は還付書類を自ら保管し名義変更結果により自動車税事務所などへ事前提出し自動車税の還付手続きを行うものとします。

(自動車税の未納・税止め不備)

第 13条

1. 名義変更が完了し、自動車税返金後に自動車税の未納が判明し落札店で継続検査を受けることができなかつた場合、出品店は自動車税未納ペナルティーとして別途定めたペナルティー（別表Ⅳに記載）を落札店に支払うものとします。
2. 軽自動車税の税止め処理を怠り、翌年度に旧名義人に税請求があつた場合、落札店は別途定めたペナルティー（別表Ⅳに記載）を出品店に支払うものとします。
3. 継続検査時に自動車税の未納及び滞納があつた場合、落札店はH A Aに申告の上、代理納付も選択できるものとし、その際出品店はH A Aの裁定に従うものとします。

(その他追記事項)

今後の規定変更・追加は、FAX・出品車リスト・会場内に掲示（1ヶ月程度）する等により告知するものとします。

1. 本規定の改定については、HAAの会場内・ホームページでの掲示などで告知します。
2. HAA会員は、HAAの会場内・ホームページでの掲示などの内容を常に確認するものとします。
3. HAA会員は、本規定の改定後に最初のオークションに参加し、当該取引を行った時点で前項（1項）の改定を承認したものとします。

出品ブロック

《 出品・落札規定 第4条（出品ブロック） 出品コーナー 》

出品コーナー	評価点	出品条件		
乗用車ユーザー・初出品 NEXT	R点・ 職点以上	国産車	車体の形状が、乗用（一部ステーションワゴン含む）を基本としますが一部HAAが認めた車輛。《各、ユーザー・初出品コーナー基準に準じます》※1	
乗用車ユーザー・初出品	3.5点以上			
乗用車	1点以上			
バン・トラック	R点・ 職点以上			車体の形状が、乗用（一部ステーションワゴン含む）を基本としますが一部HAAが認めた車輛。
大型車		車体の形状が、バン・トラック（貨物車）		
リサイクル	評価無し （現点）	国産・ 輸入車 問わず	HAAが、大型車とする車輛（積載量2t・定員15名・全長6m・全幅2.2mを超える等の車輛）《※2》 出品票に車検証・一時抹消謄本・予備検査証の写しを添付してください。	
福祉車両	R点・ 職点以上	国産・ 輸入車 問わず	事故現状車・不動車・走行不明車、出品可（大型車は出品不可）	
ミニバン・ワンボックス	1点以上	国産車	車体の形状が、乗用・ステーションワゴンを基本としますが、一部HAAが認めた車輛。《各、ユーザー・初出品コーナー基準に準じます》※1	
ミニバン・ワンボックス ユーザー・初出品NEXT	R点・ 職点以上			
ミニバン・ワンボックス ユーザー・初出品	3.5点以上			
0円売り切りコーナー	R点・ 職点以上	国産・ 輸入車 問わず	大型車・走行不明車を除く車輛・リサイクルコーナー該当車を除く（0円スタート後の売り切り）	
リバース			大型車・事故現状車・走行不明車を除く車輛 10万円以下で売切り	
軽四30MAX		国産車	国産軽自動車登録車、30万円以下で売切り。 0円売切り、リバース、リサイクル、オレンジコーナー対象車両は除く。	
軽四			軽自動車登録車（貨物・8ナンバー特殊車輛などは、問いません）	
軽四ユーザー・初出品	3.5点以上	国産車	軽自動車登録車（貨物・8ナンバー特殊車輛などは、問いません） 《各、ユーザー・初出品コーナー基準に準じます》 ※1	
軽四ユーザー・初出品 NEXT	R点・ 職点以上			修復歴車など
リフレッシュ				走行距離不明・改竄車輛（大型車・事故現状車を除く）
オレンジ	R点・ 職点以上	国産・ 輸入車 問わず	大型車・事故現状車（リサイクルコーナー該当車）を除く、車輛	
当日			乗用車・ミニバンワンボックスに出品可能車輛（ワンオーナー車・HAA基準）	
ワンオーナー		国産車	乗用車・ミニバンワンボックスに出品可能車輛（ワンオーナー車・HAA基準）	
30MAX	R点・ 職点以上	国産車	大型車・事故現状車・走行不明車・バン・トラック・軽自動車を除く車輛 30万円以下で売切り、レンタアップ、事業用可	
ドレスアップ			大型車・事故現状車・走行不明車を除く車輛（HAA基準でのドレスアップ車輛）	
神戸クラシック	R点・ 職点以上	国産・ 輸入車 問わず	1988年（昭和63年）以前の車輛、原則自走可能車輛（オレンジコーナー対象車も含む） 国産、輸入車問わず。その他HAA神戸判断で出品可能な車輛（国産登録は新しい生産年が古い逆輸入車等） 0円売切り、リバース、30MAX、リサイクル希望車輛以外は強制的にイベントコーナーへの出品とする大型車は出品不可とする。	
輸入車40MAX	R点・ 職点以上	輸入車	40万円以下で売切り、輸入車、事故修復歴車 0円売切り、リバース、リサイクル、オレンジ、大型コーナー対象車は出品不可。	
輸入車KOBECOLLECTION	R点・ 職点以上		初年度登録3年以内、または走行距離3万キロ以内のディーラー車、並行車は不可、出品は連続2回まで可、HAA神戸にて過去2ヶ月間出品歴がない事。	
輸入車	R点・ 職点以上		輸入車（大型車はHAA判断にて）	

※1 《 各、ユーザー・初出品コーナー出品条件・注意事項 》

- 1、ユーザー買取車輛（下取り車輛）などで、オークション開催日以前2ヶ月間にHAAを含むオークションへの出品が無い車輛に限る。

（出品取消車輛・未セリ車輛・ネットオークション流札車輛は除く）
- 2、ユーザー・初出品コーナーは、評価点3，5点以上・実走行距離10万km未満
- 3、ユーザー・初出品NEXTコーナーは、評価点R点以上で走行距離不明車は出品不可
- 4、車歴は自家用・レンタカー・リース車などは、可（事業用等は、不可）
- 5、譲渡書類の有効期限が、オークション日を起算日として21日以上を有している事。
（有効期限が翌月末日を満たしていないものは、出品票に記載する事。）
- 6、再出品は、出品流札後の次開催のみ可（出品店からの申告を要します。）

※2 《 大型車コーナー出品条件・注意事項 》

- 1、車輛使用用途によって関係官庁などに届出が必要となる車両の場合、出品をお断りする場合がありますのでHAAにご確認ください。
- 2、予備検査付き車輛の場合、車検証・予備検査証の写しを出品票に添付してください。
- 3、譲渡書類の有効期限は、オークション開催日を起算として翌月末以降あるもののみ有効
- 4、走行距離不明（改竄含む）車輛の出品は、出品可能。
- 5、出品票は、大型車専用記入し出品するものとします。（お手元に無い場合は、HAAにお問い合わせ願います。）

H A A手数料一覧

《 出品・落札規定 第7条 (手数料) オークション手数料 》

コーナー名	各手数料金額		
	出品料	成約料	落札料
乗用車ユーザー・初出品NEXT	9,500	9,500	9,500
乗用車ユーザー・初出品			
乗用車	9,000		8,000
バン・トラック	8,500		
大型車	13,000	13,000	13,000
リサイクル	10,000	10,000	10,000
福祉車両	8,500	9,000	8,000
ミニバン・ワンボックス	9,000	9,500	
ミニバン・ワンボックスユーザー・初出品NEXT	9,500		9,500
ミニバン・ワンボックスユーザー・初出品			
0円売り切り	2,000	6,000	7,000
リバース		9,000	
軽四 30MAX	7,000	9,000	8,000
軽四	7,500		
軽四ユーザー・初出品	9,000	9,500	9,000
軽四ユーザー・初出品NEXT			
リフレッシュ	10,000	10,000	8,000
オレンジ	9,000	9,000	
当日	4,000		
ワンオーナー	9,500	9,500	
30MAX	7,500		
ドレスアップ	9,500		
神戸クラシック			
輸入車 40MAX	10,000	10,000	10,000
輸入車K O B Eコレクション			
輸入車			

記念・フェスタ・祭りオークション (※1)	+1,000		
車検付き車輛 (ナンバープレート付き、 含む)		+2,000	

※1 記念・フェスタ・祭りオークション手数料は、「0円売り切り」・「リバース」コーナーは対象外です。

商談落札手数料	規定の落札手数料+商談手数料 (5,000)
---------	------------------------

	出品料	成約料	落札料
セリ後 ワンチャンス	無料	18,000	15,000
セリ前 ワンチャンス	次回オークションの 手数料		
ワンチャンス落札 会場受付代行落札料			+2,000

※提携先外部端末にて落札の場合は、各提携先によって落札手数料が異なります。

※会場受付代行利用によるワンチャンス落札の場合、落札料とは他に手数料2,000円を申し付けます。

会場受付代行手数料は本計算書のみでの計上となります。変動分計算書及び仮計算書には計上されませんので、ご注意願います。

《 手数料金額表示は円、消費税別となります 》

クレーム処理基準

	クレーム内容	受付期間	処理基準
1	盗難車・抵当権設定車・車台番号改竄車	無制限	<ul style="list-style-type: none"> ・落札代金（クレーム申告日が、当該オークション開催日より6ヶ月を超えている場合は、HAAにおける取引価格とします。） ・陸送費用 ・キャンセルペナルティー（※1）
2	接合車	AA開催日より6ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・その他経費（HAAが裁定した範囲内での金額で損失利益を除く費用の実費） ・キャンセル手数料
3	冠水車	AA開催日より3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・落札代金 ・キャンセル手数料 ・陸送費用 ・キャンセルペナルティー（※1）
4	オドメーター（走行距離）、改竄車・交換車	AA開催日より6ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・その他経費（HAAが裁定した範囲内での金額で損失利益を除く費用の実費）
5	オドメーター交換車（社外・規格外等での交換が目視で判別、又は後日送り書類等での判別が可能とHAAが判断したもの）で、走行距離差異が有る場合。	AA開催日より1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・落札代金 ・キャンセル手数料 ・陸送費用 ・その他経費（HAAが裁定した範囲内での金額で損失利益を除く費用の実費） ・キャンセルペナルティー（※1）
6	オドメーター交換車（社外・規格外等での交換が目視で判別、又は後日送り書類等での判別が可能とHAAが判断したもの）で、走行距離差異がない場合。（※3）		<ul style="list-style-type: none"> ・落札代金 ・キャンセル手数料 ・陸送費用
7	オドメーター改竄疑い車（記録簿などの訂正をする事で、HAAが実走行と確認できた場合）	AA開催日より6ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・落札代金 ・キャンセル手数料 ・陸送費用
8	走行不明車（#）がメーター改竄車（*）であった場合	AA開催日より1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・落札代金 ・キャンセル手数料 ・陸送費用 ※ 基本的に値引き処理は無し。
9	消火器散布跡車		<ul style="list-style-type: none"> ・落札代金 ・キャンセル手数料 ・陸送費用
10	ミッション乗せ替え（AT⇔MT・規格外）		<ul style="list-style-type: none"> ・その他経費（HAAが裁定した範囲内での金額で損失利益を除く費用の実費） ・キャンセルペナルティー（※1）
11	規格外などの、エンジン乗せ替え（HAA判断）		<ul style="list-style-type: none"> ・落札代金 ・キャンセル手数料 ・陸送費用 ・その他経費（HAAが裁定した範囲内での金額で損失利益を除く費用の実費）
12	初年度登録年（※2）・車検有効期限の有無・車歴（レンタカー・営業車など）の記載間違い	登録書類発送後、10日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・落札代金 ・キャンセル手数料 ・陸送費用 ・キャンセルペナルティー（※1）
13	登録月違い（※2）・型式・排気量違い（HAA判断）・コーションプレート違い・ドア枚数・特殊用途（キャンピング・放送宣伝登録車）の未記入・誤記入、車体形状（バン⇔ワゴンなど）・指定用途（土砂禁など）乗車定員の記載間違い及び変更登録の申告漏れ。		<ul style="list-style-type: none"> ・落札代金 ・キャンセル手数料 ・陸送費用
14	グレード違い（限定車・記念車・パッケージなども含む）		
15	<ul style="list-style-type: none"> ・修復歴車・溶接部品交換車・改造車の申告漏れ ・積算計の積算不良 ・モデル登録年・ドア・形状の記載ミス 	当該オークション開催日の翌週、金曜日（正午）	
16	P/S・P/W・A/C・ターボの有無・シフト違い・車名違い		

検査付き車輛の期限違い処理基準

軽自動車	・・・・・・・・	1ヶ月	3,000円
小型車(5・7No.車)・小型貨物(4No.車)	・・・・・・・・	1ヶ月	5,000円
普通車(3No.車)・普通貨物(1No.車)	・・・・・・・・	1ヶ月	6,000円
その他、車輛はHAAにて、判断いたします。			

- ※1. 別表IV HAAペナルティ一覧に表記します。
- ※2. 初年度登録年・登録月、違いに関して記載の年式(月)より高年式・後月の場合や、実際に存在しない年式(月)などで支障が考えられないとHAAが判断した場合、クレームを受付できない場合があります。
- ※3. オドメータのセットアップ交換(交換前の走行距離に交換後の走行距離に調整し交換する事)の未記入は、当該車輛落札後1ヶ月以内の申告期限とし、処理基準はキャンセル不可とし一律値引き(50,000円)処理とします。

HAAペナルティー 一覧

(ペナルティー金額には、消費税は含まれております。)

	ペナルティー内容	金額	備考・条件
1	買い間違い・売り間違い (ワンチャンス含む)、 キャンセルペナルティー	50,000円	成約金額、250万円以下の場合
		落札金額の2%	成約金額、250万円を超える場合
2	買い間違い・売り間違い 商談成約の場合 キャンセルペナルティー	100,000円	成約金額、500万円以下の場合
		落札金額の2%	成約金額、500万円を超える場合
3	その他、迷惑行為	50,000円	状況確認後、HAA判断にて決定の場合
4	出品前交通違反等による継続検査不可 の場合、迷惑行為などのペナルティー	10,000円	落札店から申告後、内容確認の後に出品店から徴収し落札店に支払い
5	自動車税未納ペナルティー		名義変更・自動車税返金も完了しているもの
6	譲渡書類遅延ペナルティー		2,000円/日
		100,000円	30日を越えた遅延の場合、出品店に徴収し落札店に支払い
7	譲渡書類差替えペナルティー	30,000円	差替え要する書類一点につき
		100,000円	譲渡書類の紛失・盗難(1点でも)
8	名義変更遅延ペナルティー	30,000円	ユーザー初出品・ユーザー初出品 NEXTの各出品コーナーでの落札の場合
		20,000円	上記、以外のコーナーでの落札の場合
		10,000円	早期名義変更、期限付きでの落札の場合
		10,000円/7日	上記、期限より7日ごとに落札店から徴収し出品店に支払い(軽自動車を除く)
9	軽自動車名変未確認ペナルティー	10,000円	落札店に徴収し出品店に支払い
10	早期名義変更依頼ペナルティー	20,000円	落札店が、承諾に場合に限り出品店に請求し落札店に支払い
11	税止め(軽自動車税)怠りペナルティー	10,000円	落札店に徴収し出品店に支払い
12	納税証明書提出遅延ペナルティー	10,000円	落札店、請求後11日以降となった時点で出品店に徴収し落札店に支払い
		10,000円/10日	上記、期限より10日ごとに出品店に徴収し落札店に支払い
13	自動車税年度超えペナルティー	10,000円	落札店に徴収し出品店に支払い
14	検査期限無効車輛のプレート外し忘れ ペナルティー	4,000円	別途、HAA手数料1,000円を出品店に請求しペナルティーを落札店に支払う
15	クレーム・キャンセルペナルティー	100,000円	別表Ⅲ 1・2に該当の場合(盗難車・差押さえ・抵当権設定車・車台番号改竄車・接合車等)
50,000円		別表Ⅲ 3・4・5に該当の場合(冠水車・オドメーター改竄・オドメーター交換等)	
20,000円		別表Ⅲ 9・10・12に該当の場合(消火器散布車・ミッション乗せ替え・登録年式・車検期限の有無・車歴等)	

ユーザー初出品コーナー出品（ペナルティー）

(ペナルティー金額には、消費税は含まれております)

	ペナルティー内容	金額	備考
1	出品義務違反	100,000円	キャンセルの場合、別途キャンセル手数料(20,000円) + 陸送費用等
2	車検(オークション開催日当月)付き →抹消	50,000円	
	車検付き→抹消	100,000円	
3	譲渡書類差替えペナルティー	100,000円	実費請求が有る場合、HAA判断

※ クレーム規定 第5条 (クレーム処理基準) 1-21項

HAA手数料（オークション手数料除く）一覧

(請求の際は別途、消費税が加算されます)

	手数料内容	金額	備考	
1	IDカード、発行・再発行手数料	1,000円	会員(1社)、5名を限度とします。	
2	仮メンバーズカード発行手数料	3,000円	発行日 当日のみ 有効。	
3	仮IDカード発行手数料	1,000円 (税込)		保証金1,000円必要、 返却時に返金いたします。
4	仮メンバーズカード再発行手数料 (スポット・カード)	5,000円		紛失・破損の場合。
5	メンバーズカード再発行手数料	5,000円		
6	出品票、代筆手数料	1,000円	AA当日の再出品依頼時は、無料。	
7	検査期限無効車輛のプレート外し 忘れペナルティーに伴う手数料		別表IV、13項に伴う手数料	
8	抹消登録代行手数料	10,000円	業務部、受付に依頼して下さい。	
9	ナンバープレート、取り付け・ 取り外し手数料	2,000円		
10	閲覧手数料	3,000円		
11	買い・売り、間違いキャンセル 手数料	30,000円	AA当日、商談コーナーに依頼。	
12	各種キャンセル手数料	20,000円	出品・成約・落札、各手数料は 返金いたします。	
13	バッテリーあがり・ガス欠 取り扱い手数料	1,000円	一台/開催ごと	
14	長期滞留車両取り扱い手数料	10,000円	指定の搬出期限を越えた場合、請求	
		10,000円	以後、7日経過する毎に請求	

一件(一台)あたりの費用となります。

H A A 指定地域

北海道・青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県

沖縄県・その他、諸事情によりH A Aが妥当と認めた地域

ワンチャンスサービス 落札車両搬出期限

日曜日～水曜日までの落札車両	金曜日 9：00まで
----------------	------------

木曜日～金曜日までの落札車両	翌週、月曜日 17：00まで
----------------	----------------

※ 搬出期限を過ぎますと、長期滞留車としてペナルティーの対象となりますので、ご注意ください！

評価点採点基準

評価点	登録	走行距離	基本内容及び状態	制限	外装補助評価	内装補助評価
S	1年未満	10,000km以内	無傷、無加修で新車に近いもの		A以上	A以上
6	3年未満	30,000km以内	ほとんど無傷、無加修で小キズ、小エクボ程度			
5	制限無し	50,000km以内	軽微な加修跡はあるが、状態が極めて良好なもの		A以上	A以上
			軽微で目立たない程度の小キズ、小凹		(A'以上)	(A'以上)
			内装も良好		いずれかがA'以上	
4.5	制限無し	100,000km以内	加修跡は良好		A'以上	A'以上
			ボルト取付外板パネルは1パネルのみ交換			
			キズ、凹が少々あるが加修により5点に準ずるもの			
			内装は小汚れ、小キズ、小コゲ程度			
4	制限無し	150,000km以内	外板パネルに加修を要するキズ、凹が数箇所あるもの	ボルト取付コアサポート交換	B以上	B以上
			内装にある程度の汚れ、コゲ等があるもの	コーションプレート欠品		
			オールペイント済みで状態が極めて良好なもの	社外サンルーフ		
3.5	制限無し	制限なし	ルーフを除く溶接取付の外板パネルの交換	色替車	B'以上	B'以上
			インパネ・ピラー・フロアに500円玉程度の小凹があるもの	メーター改竄車		
			内外装の状態が悪く加修を要するもの	走行不明車		
3	制限無し	制限なし	サイドメンバーに500円玉程度の小凹があるもの		C以上	C以上
			加修を必要とする大小の凹が数箇所あるもの			
			外板パネルが全体的に色ボケのあるもの			
			加修跡の状態が悪いもの			
			腐食、錆が数箇所あるもの			
2	制限無し	制限なし	商品化に多大な加修を要するもの		C以上	C以上
			粗悪車			
			各部に腐食、腐り穴のあるもの			
1	制限無し	制限なし	スクラップに近い粗悪車	消火器散布車		
			商品価値の無いもの	冠水車		
R	制限無し	制限なし	事故修復歴車	ホワイトボディ車		
職打	制限無し	制限無し	職権打刻車		C以上	C以上
改	制限無し	制限無し	改造車（HAAが改造車と判断したもの）			
現	制限無し	制限無し	事故現状車 自走不能車		無し	無し

外装補助評価

評価	基準	目安
A	気になるダメージのないもの 加修のかからないもの	小キズ、エクボが数箇所程度で加修の必要がないもの 軽微な補修跡で仕上げが良好のもの
A'	軽微な加修を必要とするもの	軽微な加修を必要とするキズ、凹が数箇所あるもの 補修跡の良好なもの
B	加修を必要とするもの	加修を必要とするキズ、凹が数箇所あるもの 補修跡の波があるもの
B'	大きな加修を必要とするもの	交換、大きな加修を必要とするキズ、凹、錆、腐食があるもの 全体的に色ムラ、色アセ、色ハゲ等があるもの
C	多大な加修を必要とするもの	交換、大きな加修を必要とするキズ、凹、錆、腐食が多数あるもの

内装補助評価

評価	基準	目安
A	気になるダメージのないもの 加修のかからないもの	軽微なコゲ、小キズがあるもの
A'	軽微な加修を必要とするもの	軽微なコゲ穴、キズ、破れがあるもの クリーニング等で目立たなくなる汚れがあるもの
B	加修を必要とするもの	コゲ穴、キズ、破れ、汚れがあるもの
B'	大きな加修を必要とするもの	内張り、シート等が多数欠品しているもの コゲ穴、キズ、破れ、汚れが多数あるもの 異臭のあるもの
C	多大な加修を必要とするもの	室内に錆、腐食、穴が多数あるもの 消火器散布跡 冠水車

修復歴評価点

評価点	修復部位内容	
RA	インサイドパネル歪み/B P/クランプ跡 リヤードパネル歪み/B P/クランプ跡 ルーフピラー歪み/B P/クランプ跡	クロスメンバー曲がり/B P/クランプ跡 ピラー歪み/B P/クランプ跡 フロアピラー歪み/B P/クランプ跡
R	ルーフ交換 サイドメンバー交換/歪み/B P/クランプ跡 フロア交換/歪み/B P/クランプ跡 クロスメンバー交換 リアボードパネル交換 ルーフピラー交換	ダッシュパネル交換/歪み/B P/クランプ跡 フレーム車のボディマウント交換/歪み/B P/クランプ跡 インサイドパネル交換 サイドポケット交換 ピラー交換 フロアピラー交換